

# 串間市立北方小学校 いじめ防止基本方針

串間市立北方小学校  
平成30年8月22日改訂

# 串間市立北方小学校いじめ防止基本方針

平成30年8月22日改訂

## 1 いじめの定義

### (1) (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ちます。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどの方法をとっていきます。

(3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

(4) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

(5) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被がいが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被がい性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加がい行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応していきます。

(6) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加がいが謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応をとることもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「こころにふれ合う協議会等」という。）での情報共有を行います。

(7) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(8) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

そのような場合については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることもあります。

(9) いじめは、加がいと被害者という二者関係だけでなく、「群衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要があります。集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する指導を行います。

## 2 いじめの理解

上記の定義のもと、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者も加害者も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあります。いじめの加がい・被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしていきます。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方と取組

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の

取組をおこなっていきます。いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うために、包括的な取組の方針を定めます。

#### 4 いじめの防止等に関する措置

##### (1) いじめの防止

###### ① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進します。

- 特別活動等における児童同士の相談活動の推進

ウ いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を設定します。

- いじめの防止や命の大切さ等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できる場を設けます。(人権教育集会、いじめ防止の標語、委員会活動など)

- 児童による学校行事や集会の企画・運営

###### ② 教職員が主体となった活動 ※資料2参照

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感、自己存在感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。特に、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる授業の工夫改善に努めます。

- 教科や特別活動、特別の教科道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施に努めます。
- 自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くために、話し合い活動を取り入れた特別活動の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- ふれあい体験や修学旅行など学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、いじめに関するチェック項目を作成するなど、いじめの未然防止に努めます。
- 外部講師等による講演会等の実施
- 人権教育週間の取組（発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる児童、東日本大震災により被災した児童等への理解を深める指導の充実）
- 命を大切にす教育の推進（7月の週間に全学年で授業の実施）
- 教職員の不適切な認識、行き過ぎた指導、体罰や言葉の暴力等がいじめ発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻がいし、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。
- エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止の取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
  - 学校参観日での学校の方針説明及び学級懇談会における保護者への啓発
  - 学校通信や学級通信、ホームページ等によるいじめの防止活動の報告
  - オープンスクールの実施
  - 保護者を対象とした研修会の開催
  - 学校関係者評価委員、民生委員児童委員との定期的な連絡会の実施
- オ 市内の小・中・高等学校との連携を推進します。
  - 串間市小中高一貫教育研究部会での実践

## (2) いじめの早期発見

- ① いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照
- ② 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 教育相談週間の設定
  - いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、SOSレター等）の周知
- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
  - 学校独自のアンケートの実施（毎月1回 児童対象、保護者対象の一方）
  - 県下一斉のアンケートの実施
- ④ 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努めます。
- ⑤ 心にふれ合う協議会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議での情報の共有
  - 進級、進学時の情報の確実な引継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積
- ⑥ いじめの対処等のあり方についてのマニュアルを定め、危機管理マニュアルに位置付け、共通理解を図ります。
- (3) **いじめ事案への対処** ※別紙5参照
- いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行います。
- ① いじめの発見・相談・通報を受けたときの対応
- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
  - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
  - いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。
  - いじめの相談については、当該児童にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底します。
  - いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被がい児童を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することの共通理解を図るようにします。
- ② 情報の共有
- いじめの情報を受けた生徒指導主事が、いじめを認知した場合は全職員への情報の共有化を図ります。
- ③ 事実関係についての調査
- 速やかに「いじめ・不登校対策委員会」（心にふれ合う協議会）を開き、調査の方針について決定します。
  - 調査の時点で、事案が重大事態であると判断した場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
  - 児童の聞き取りに当たっては、生徒指導主事や学級担任のほか、児童が話をしやすいよう児童の希望等も考慮した担当職員を選任します。
  - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する必要があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
  - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共

有を図ります。

- 事実関係が把握された時点で、「いじめ・不登校対策委員会」（心にふれ合う協議会）において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」（心にふれ合う協議会）で決定します。
- 全職員の連携による組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

### **いじめられた児童とその保護者への支援**

#### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

#### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

#### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。
- ・ 必要な指導や支援を継続的に行うようにする。
- ・ 成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める

#### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童やその保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、

そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

- ・ 何か気付いたことがあれば報告をしてもらう。
- ・ 必要な支援を継続的に行うようにする。

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が積極的にかかわる。
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

#### 【いじめが起きた集団への働きかけ】

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感、自己存在感が味わえる集団づくりに努める。

#### ⑤ 関係機関への報告

- 校長は、いじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめる側に明らかに問題があり、いじめられる児童に危がいが及ぶ恐れがあると判断した場合、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体・財産への被がいなどいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### ⑥ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

#### ① インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

#### ② インターネット上のいじめの予防

- 児童及び保護者に対し、インターネット上のいじめは、拡散した情報を消去することはきわめて困難であること、一つの行為がいじめの被がい者にとどまらず多くの人々に多大な被がいを与える可能性があること、また重大な人権侵がいに当たり、被がい者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の

名誉毀損や侮辱罪、民事上の損がい賠償請求の対象となり得ることなどについて周知を図ります。

- 児童のパソコンや携帯電話の使用状況について実態を把握します。
  - 携帯電話やタブレット、ゲーム、音楽プレーヤー等による通信は、保護者の理解と協力を得て、児童に行わないように指導します。
  - フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります（家庭内ルールの作成など）。
  - 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
  - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ③ インターネット上のいじめへの対処
- 被がい者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努めます。
  - 不当な書き込みを発見したときには、次のように対処します。
    - ① 状況の確認 → ② 状況の記録 → ③ 管理者への連絡及び削除依頼 → ④ 串間市教育委員会への連絡・相談 → ⑤ 警察への相談 → ⑥ いじめへの対応

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」（心にふれ合う協議会）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは、学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

##### ② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係との連携

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- 民生委員・児童委員との連携による家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

## 4 重大事態への対応

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（串間市いじめ防止対策委員会）に協力することとします。

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - 児童が自殺を企図した場合

- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など
- ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - 年間の欠席が年間30日程度以上で状況の改善が図られない場合
  - 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

- (3) 学校評価における留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、早期発見、マニュアルの実行、アンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等)の取組状況を評価項目に位置付けます。

全教職員がいじめ問題対応への意識を高めることができるよう、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価します。なお、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するようにします。

- (4) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被がい者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることがあります。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの重大さ等からさらに長期の機会が必要であると判断される場合は、この限りではありません。

- ② 被がい児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被がい

児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが大切です。被がい児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被がい児童及び加がい児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

なお、本校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行います。

